

身体障害者等に係る自動車取得税・自動車税の改正

身体障害者等に係る自動車取得税・自動車税の減免制度が改正され、平成22年4月1日から実施されます。

改正の内容

身体障害者等に係る減免の対象範囲に肝臓機能障害による身体障害者手帳・戦傷病者手帳の交付を受けた者が追加されました。

手帳の種類	減免に該当する等級	運 転 者
身体障害者手帳	1級から4級までの各級	次のいずれの運転でも可 ①本人 ②生計同一者 ③常時介護者
戦傷病者手帳	特別項症から第5項症までの各項症	

※肝臓機能障害の対象者・・・ ○認定基準に該当する肝臓機能障害のある方
○肝臓移植を受け、抗免疫療法を実施している方
(詳しくは、県・市町村の障害福祉担当にお問い合わせください。)

実施時期

平成22年 4月 1日

自動車取得税 : 平成22年4月1日以後の取得から適用

自動車税 : 平成22年度分から適用



詳しくはお近くの地域県民局県税部にお問い合わせください。

名 称	電話番号・FAX番号	所 在 地
東青地域県民局県税部	(代) 017-722-1111 内線 6617、6618 (直) 017-734-9974 (FAX) 017-773-1371	〒030-8530 青森市新町二丁目4-30 県庁舎北棟3階
中南地域県民局県税部	(代) 0172-32-1131 内線 233、331 (直) 0172-32-4341 (FAX) 0172-35-6547	〒036-8345 弘前市蔵主町4 県合同庁舎内
三八地域県民局県税部	(代) 0178-27-5111 内線 356、207 (直) 0178-27-4455 (FAX) 0178-27-3817	〒039-1101 八戸市尻内町鶴田7 県合同庁舎内
西北地域県民局県税部	(代) 0173-34-2111 内線 211、210 (直) 0173-34-3141 (FAX) 0173-34-2110	〒037-0046 五所川原市栄町10 県合同庁舎内
上北地域県民局県税部	(代) 0176-22-8111 内線 212、214 (直) 0176-23-4241 (FAX) 0176-22-8135	〒034-0093 十和田市西十二番町20-12 県合同庁舎内
下北地域県民局県税部	(代) 0175-22-8581 内線 210、211 (直) 0175-22-3105 (FAX) 0175-22-3106	〒035-0073 むつ市中央1丁目1-8 県合同庁舎内

青森県・地域県民局県税部

県税・市町村税ホームページ (<http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/>)

1 申請に必要な書類等

減免の申請をする際には、次の書類等を準備して地域県民局県税部においでください。

- ①身体障害者手帳または戦傷病者手帳
- ②運転免許証（手帳の交付を受けている方と生計を一にする方または常時介護者が自動車を運転する場合は運転する方の運転免許証）
- ③減免を受ける自動車の自動車検査証
- ④印章（はんこ）
- ⑤生計同一証明書または常時介護証明書
- ⑥身体障害者等の通学等に関する申出書

※ ⑤・⑥は手帳の交付を受けている方と生計を一にする方または常時介護者が運転する場合

2 申請の時期

ア 現に所有している自動車について自動車税の減免を申請する場合

自動車税の納期限（通常は6月30日です。）の7日前までに、お近くの地域県民局県税部で申請してください。

4月1日以後に身体障害者手帳等の交付を受けた場合には、その交付後、速やかにお近くの地域県民局県税部で申請してください。

イ 新たに自動車を取得した場合の自動車取得税・自動車税について申請する場合

新たに自動車を取得した場合には、新規登録及び移転登録をする際に、青森県交通会館内および八戸自動車会館内の東青地域県民局県税部の窓口で申請してください。
なお、その他お近くの地域県民局県税部でも申請を受け付けています。

※ その年度の自動車税が既に課税されている自動車を年度の中途に取得した場合は、自動車取得税のみが減免の対象になります。（自動車税については翌年度から対象となります。）

※ 減免の対象となる自動車は、軽自動車を含め、手帳の交付を受けている方
1人につき1台に限られます。

詳しくは「自動車税・自動車取得税の減免のしおり」をご覧くださいか、またはお近くの地域県民局県税部にお問い合わせください。